

## 大規模新規研究開発の評価の フォローアップについて（案）

総合科学技術会議では、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を実施している。

このような評価の一環として、総合科学技術会議は平成14年度に大規模新規研究開発を対象とする事前評価を実施したが、これらの評価結果については、関係大臣に意見具申し、推進体制の改善や資源配分への反映を求めるとともに、評価専門調査会においてその実施状況をフォローしていくこととなっている。

このため、これらの研究開発が、開始後約1年を経過したことから、フォローアップとして、実際に開始された研究開発の概要や評価における指摘事項への対応状況等を確認し、必要な指摘を行うとともに、併せて本評価に伴う問題点についても検討し、今後の改善に資するものとする。

### 1. 対象研究開発 担当府省

研究開発名	府省名
再生医療の実現化プロジェクト	文部科学省
準天頂衛星システム	総務省、文部科学省、 経済産業省、国土交通省
イネゲノム機能解析研究	農林水産省

### 2. 調査・検討の体制及び日程

評価専門調査会において、以下のように行う。

#### 【6月下旬】

#### 関係府省等よりヒアリング

対象研究開発について、順次ヒアリングを行うとともに、対応状況等について検討

#### コメントの提出

議員・専門委員等よりコメントを書面提出、事務局で整理

## 【7月下旬～8月】

必要に応じ、関係府省等より追加ヒアリング  
フォローアップ結果の検討

なお、現在、宇宙開発利用専門調査会において、宇宙開発利用に関する取組み(準天頂衛星を含む)の現状の調査及び今後の方向性の検討が行われていることから、「準天頂衛星システム」の評価のフォローアップについては、この結論を待って実施することとする。

必要に応じて、総合科学技術会議においてフォローアップの結果を報告

### 3. ヒアリング項目

研究開発の概要(目的、研究開発の体制・計画及び経費、今後の予定等)  
評価における指摘事項等への対応状況  
その他

ヒアリングは、総合科学技術会議における事前評価の結果が、研究開発の実施計画や運営体制に適切に反映されたかの確認を基本として行う。

### 4. フォローアップの方法

評価専門調査会において、関係府省等より上記の項目についてヒアリングを行うことにより、総合科学技術会議が大規模新規研究開発を対象として行った評価の結果の実施・活用状況やこれらについての問題点等を把握し、今後の研究開発の推進や大規模新規研究開発の評価の改善に資するように、フォローアップ結果のとりまとめを行う。